

海上保安庁業務継続計画
(首都直下地震対策)

令和7年3月

海上保安庁

目 次

第1章 本計画の位置づけと基本方針	1
1 本計画の位置づけ	1
(1) 背景	1
(2) 位置づけ	2
2 基本方針	2
3 推進体制	3
第2章 想定災害と前提条件	4
第3章 非常時優先業務	7
1 非常時優先業務の抽出	7
2 業務影響分析	7
3 非常時優先業務等	8
(1) 応急対策業務	8
(2) 一般継続重要業務	10
(3) 管理事務	12
第4章 業務継続のための執行体制	13
1 参集要員の指名等	13
(1) 本庁対策本部要員の指名	13
(2) 重要業務を継続するための要員の指名	14
(3) 内閣府による職員のあっせん	14
2 発災時の行動	15
(1) 勤務時間外に発災した場合	15
(2) 勤務時間内に発災した場合	17
(3) 職員の過負荷対策	17
3 安否確認及び参集状況の把握	18
4 権限委任	18
第5章 業務継続のための執務環境の確保	19
1 庁舎・設備	19
(1) 庁舎	19
(2) 電力	19
(3) 備蓄	20
(4) 什器転倒防止対策	21

(5) その他	21
2 情報通信	21
(1) 応急通信の確保	21
(2) 電話設備	22
(3) 通信施設	22
(4) 情報システム	22
3 発災時の記録	23
4 広報	23
5 来庁者及び帰宅困難者への対応	23
6 負傷者の救護	24
7 本庁対策本部の代替施設	24
(1) 代替施設の場所	24
(2) 代替庁舎移転時の連絡	25
<u>第6章 教育訓練等</u>	26
1 教育訓練	26
2 評価	26
3 各職員の業務継続のための備え	26
4 人事異動における引継ぎ	27

第1章 本計画の位置づけと基本方針

1 本計画の位置づけ

(1) 背景

首都地域では、大正12年に発生した関東大震災と同様のマグニチュード(M)8クラスの地震が200年から300年間隔で発生しており、次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年先と考えられているが、その間にM7クラスの地震(以下「首都直下地震」という。)が数回発生すると予想されている。首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害が生じ、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府においては、平成17年9月に首都直下地震対策大綱において、首都中枢機関が事業継続計画を策定することを定め、平成19年6月に、府省等の業務継続計画の策定支援を目的として、内閣府において「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」を策定した。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年7月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告において、省庁業務継続計画の不十分な点が指摘されたほか、政府全体としての業務継続体制の構築等に取り組むことが必要である旨提言された。

こうした中、平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)が公布、平成25年12月に施行され、同法を受けて、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」が平成26年3月に閣議決定された。

平成28年4月、内閣府において政府業務継続計画や防災に関する諸施策等を踏まえて、「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」が全面的に見直され、「中央省庁業務継続ガイドライン第2版(首都直下地震対策)」が策定された。

平成28年4月以降、各府省の取組が進展する中、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、中央省庁の業務継続計画の実効性を高めるため、業務継続の基本的な考え方等を明示し、業務継続計画の維持管理、関係機関との連携強化等に関する記述を充実させるとともに、男女共同参画の進展や働き方の多様化等の社会情勢の変化などを踏まえて内容を見直し、令和4年4月「中央省庁業務継続ガイドライン第3版(首都直下地震対策)」として策定された。

海上保安庁においても、平成20年4月に「海上保安庁業務継続計画」を策定して以降、平成27年7月、平成29年3月にそれぞれ見直しを行ってきたところ、今回、「中央省庁業務継続ガイドライン」(第3版)の策定等を踏まえ、「海上保安庁業務継続計画」の見直しを行うこととした。

なお、今後、被害想定が見直された場合や課題への取り組み状況に鑑み、随時、海上保安庁業務継続計画の見直しを行うこととする。

(参考)

海上保安庁では、海上保安庁防災業務計画に基づき、地震災害の発生等に備えた対応体制の整備を進めている。大規模な地震発生時には、本庁に海上保安庁長官を本部長とする地震災害対策本部を直ちに設置し、組織が一丸となって迅速かつ確かな応急対策業務が継続的に可能な体制を構築するため、地震災害対策本部の構成、所掌事務、対策本部要員の指名、自動参集の基準、職務代行順序等を定めているほか、具体的な応急対策業務の実施内容、食料の備蓄基準等を明記したマニュアルを整備している。

(2) 位置づけ

海上保安庁は、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時においても、海上保安庁防災業務計画に基づく災害応急対策業務等緊急的な対策業務（以下「応急対策業務」という。）を遅滞なく実施するほか、地震発生の有無に関わらず国民生活や経済活動に係る重要な通常業務であって業務継続の優先度が高い業務（以下「一般継続重要業務」という。）との両者を合わせた業務（以下「非常時優先業務」という。）を継続する必要がある。

海上保安庁業務継続計画は、このような首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点を踏まえ、応急対策業務に加え一般継続重要業務をも網羅した計画として策定しており、海上保安庁防災業務計画を補完し、同計画とともに首都直下地震対策大綱で定められる震災対策を政府の一員として実現するための計画と位置づけられる。

2 基本方針

首都直下地震発生した場合には、海上保安庁は、船艇・航空機を保有する実動機関として、救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を担っており、これら業務の遅延や停止は人命の安全や社会経済活動に直接係わる。

また、海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、我が国周辺海域において事案が発生した場合には、首都直下地震を始めとした災害等に係る応急対策業務を行っている最中であっても、これら事案への対応が遅延・中断することは許されない。

このため、海上保安庁は、与えられたこれらの任務を遂行するため、下記の基本方針に基づいて、業務の継続を確保する。

- | |
|--|
| <p>① 人命の安全や社会経済活動に直接係わる救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。</p> <p>② 地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、業務の遅延・停止を</p> |
|--|

可能な限り無くす。

- ③ 地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。
- ④ 海上保安庁の職員等（来庁者を含む）の安全を確保する。

3 推進体制

本庁における業務継続計画の推進を図るため、平時から具体的対応を検討し、庁内の横断的調整を行う会議体を設置する。同会議の名称、構成等は、以下のとおりとする。

会議名：海上保安庁業務継続推進会議

議長：海上保安庁長官

構成員：次長、海上保安監

総務部長、装備技術部長、警備救難部長、海洋情報部長、交通部長、

総務部参事官（3）

政務課長、政策評価広報室長、秘書課長、人事課長、情報通信課長、

主計管理官、危機管理官、装備技術部管理課長、警備救難部管理

課長、救難課長、環境防災課長、海洋情報部企画課長、交通部企画課長

事務局：危機管理官

第2章 想定被害と前提条件

想定災害は、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度7）とし、その想定被害は中央防災会議首都直下地震対策ワーキンググループの想定（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」の「本文」及び「人的・物的被害（定量的な被害）」並びに「施設等の被害の様相」（平成25年12月））を基本とする。また、本計画の前提条件については、中央防災会議の想定（平成25年12月）を念頭に置いた上で、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）における「4 被害想定」に基づくものとする。

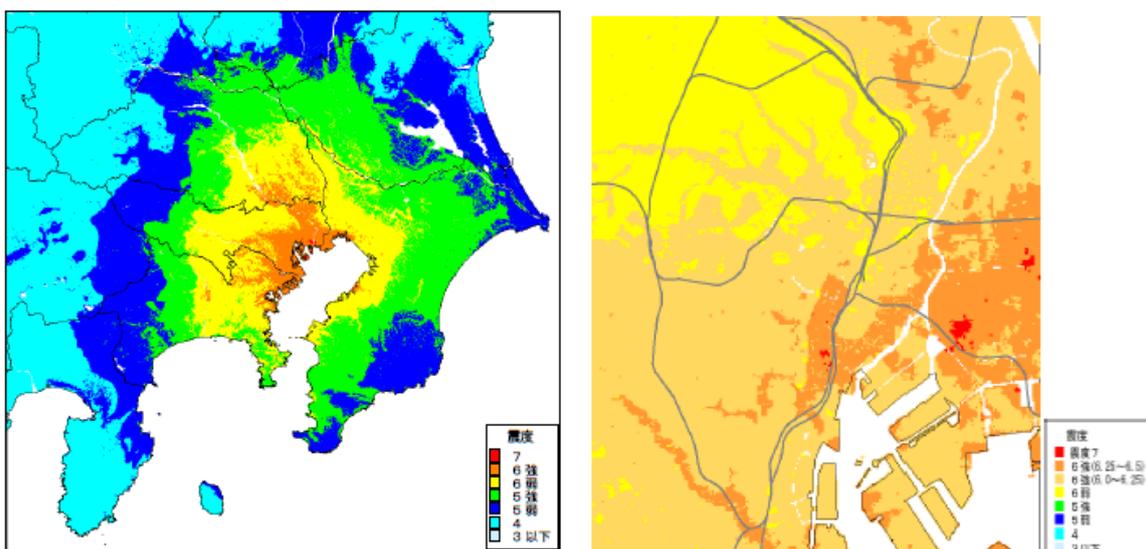


図-1 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図 右図：都区部拡大図

（首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震モデル検討会）」）

1. 想定被害

①被害概要（最大）

- ・死者約2.3万人。負傷者約12.3万人（うち重傷者約3.7万人）
- ・帰宅困難者 約800万人（都内で約490万人）
- ・避難者1日後約300万人（うち避難所生活者約180万人）
2週間後約720万人（うち避難所生活者約290万人）
- ・建物全壊 約61万棟（うち火災焼失約41.2万棟）
- ・ライフライン施設被害による供給支障（発災直後）
 - 電力約 1,220万軒（51%）
 - 上水道約 1,444万人（31%）
 - ガス約 159万軒（17%）

通信約 469 万回線 (48%)

(各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。)

②公共交通機関

○鉄道

首都圏の鉄道は、橋脚、電柱、架線等に被害が発生し、全線運行停止する。

○道路

一般道路は、震度 6 強以上のエリアで道路施設の被害、沿道建物の倒壊、延焼火災等により通行困難区間が生じるが、4 車線道路など幅員の大きな道路は交通機能を果たす。

通行可能な箇所でも平均走行速度 5 Km/h の深刻な交通渋滞が発生する。

震度 6 強以上のエリアの高速道路においては、一部の箇所で応急復旧を要する被害や近隣の延焼火災の危険のため、不通となる。

③本省庁舎

- ・ 建物が倒壊するなどの大きな損傷が生じるおそれは小さいが、設備や配管等に対する損傷、付属工作物の機能不全、データの復旧困難等により、多くの機関において業務の再開までに一定の時間を要する。

④本省庁舎に係るライフライン等

○電力

- ・ 東京湾内の火力発電所はおおむね運転を停止し、電力供給能力は平時の 5 割となるが、首都中枢機能や都心 3 区では需要抑制が回避される場合がある。

○電話

- ・ 固定電話、携帯電話は、大量のアクセスにより輻輳が発生するため 90 %規制が実施され、ほとんどが通話できなくなる。ただし、災害時優先電話等の重要通信は確保される。
- ・ 携帯メールは、大幅な遅配等が発生するが使用できる。

○下水道

- ・ 管路やポンプ場、処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難となる。(東京 23 区内では約 1 割)

○ガス

- ・ 東京で約 3 割の利用者への供給が停止し、機能が停止する可能性がある。

○インターネット

- ・ インターネットは利用できないエリアが発生するが、プロバイダーサービスは継続される。
- ・ 断線により外部とのインターネット接続は困難となる可能性がある。

○上水 (飲料水)

- ・ 管路や浄水場等の被災により、揺れの強いエリアを中心に断水が発生

(東京 23 区内では約 5 割) する。

2. 前提条件

①公共交通機関

○鉄道

- ・ 地下鉄の運行停止は、1 週間継続する。JR 及び私鉄の運行停止は、1 か月継続する。

○道路

- ・ 主要道路の啓開には、1 週間を要する。

②中央合同庁舎第 3 号館、中央合同庁舎第 4 号館、海上保安試験研究センター

- ・ 中央合同庁舎第 3 号館及び海上保安試験研究センターについては、倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低い。
- ・ 中央合同庁舎第 4 号館については、基礎下免震工事を進めているところではあるが、工事を完了後は所要の耐震性能が確保されるため、倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低い。

③ライフライン等

○電力

- ・ 停電は 1 週間継続する。

○電話

- ・ 商用電話回線の不通は 1 週間継続する。
- ・ マイクロ回線のうち、特に重要なものは 6 時間を目途に応急復旧、重要なものは 36 時間を目途に復旧する。

○下水道

- ・ 下水道の利用支障は 1 か月継続する。また、断水は 1 週間継続する。

○ガス

- ・ 発災 3 日後には、首都中枢機能を早期に回復させるため、順次供給が再開される。

○インターネット

- ・ 発災 1 週間後には、断線の復旧は進むものの、停電の長期化、データセンター停電対策の燃料枯渇より、通信状況は不安定となる。

○上水（飲料水）

- ・ 断水は 1 週間継続する。

④首都直下地震発生時の標準的参集条件

- ・ 発災 1 週間は徒歩による参集のみ（公共交通機関は運行停止）
- ・ 歩行速度は 時速 2 km（障害物による迂回及び休憩の時間）

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の抽出

首都直下地震発生後、業務遂行に必要となる資源が大幅に不足するおそれのある状況下において、海上保安庁に与えられた任務を的確に遂行するためには、非常時優先業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源を優先的に確保できるよう、限られた資源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

このため、海上保安庁が行うべき個々の業務について、想定災害の発生後、当該業務の遅延や停止による社会への影響度を分析する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出した。

2 業務影響分析

当該業務が遅延・停止した場合に、国民生活や経済活動にどのような影響を与えるかについて、「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版（平成28年4月）」の「影響の重大性」の評価基準を参考にして、地震発生からの経過時間（1、3、12時間、1、3日、1、2、3週間、1か月）毎に、次の影響レベル（レベルⅠ～Ⅴ）で評価を行った。

レベルⅠ：軽微

- ・社会的影響はわずかにとどまる。
- ・ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅡ：小さい

- ・若干の社会的影響が発生する。
- ・しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅢ：中程度

- ・社会的影響が発生する。
- ・社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅣ：大きい

- ・相当の社会的影響が発生する。
- ・社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

レベルⅤ：甚大

- ・甚大な社会的影響が発生する。
- ・大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

業務影響分析の結果、1か月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優

先業務として抽出した。

3 非常時優先業務等

(1) 応急対策業務

業務影響評価の結果、首都直下地震が発生した場合に海上保安庁が行う応急対策業務については、海上保安庁に与えられた任務の性格から、そのほとんどが発災後直ちに又は1時間以内に開始されるべき業務と評価され、24時間を超える猶予時間が与えられた業務はなかった。

① 対策本部の設置等（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、海上保安庁長官を本部長とする海上保安庁地震災害対策本部（以下「本庁対策本部」という。）を本庁に直ちに設置し、応急対策業務を強力かつ統一的に推進する。

万一、情報通信ネットワークの欠損により本庁対策本部又は第三管区海上保安本部対策本部が機能しない場合は、船艇・航空機の指揮運用等の一部応急対策業務を、復旧までの間、他の管区対策本部に代行させるものとする。

また、政府方針に従い応急対策業務を効果的に実施するためには、政府の緊急災害対策本部等との緊密な連携が必要不可欠であることから、連絡要員を同本部に速やかに派遣し、関連情報の収集や連絡調整を直接行う。

② 船艇・航空機の動員（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、動員計画によりあらかじめ定められた船艇・航空機等を首都周辺海域を管轄する第三管区海上保安本部に派遣し、同本部の現有勢力とともに応急対策業務に従事させる。

③ 情報の収集及び提供（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、直ちに船艇・航空機等を活用した情報収集を行うこととし、特に発災直後においては、主に航空機を活用した被災状況の調査、情報収集を行う。

海上保安庁において収集する主な情報は次のとおりである。

ア 海上、沿岸部及び離島における被害状況

- ・被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・石油コンビナートの被害状況
- ・流出油等の状況及び被害
- ・水路・航路標識の異状の有無
- ・港湾等における避難者の状況

イ 陸上における被害状況（アの情報収集活動等に支障を生じない範囲で実施）

ウ 海上保安庁の庁舎、施設、船艇・航空機等の被害状況

収集された情報は、本庁対策本部等において集約・分析し、速やかに応急対策活動の展開に活用するほか、政府の緊急災害対策本部等に伝達し、情報の共有を図る。

特にヘリコプターにより収集された映像情報は、被害の発生状況等を正確に把握し、対応方針等を決定する上で極めて重要な情報であることから、迅速に政府の緊急災害対策本部等へ配信する。

また、収集された情報については、映像情報も含めて、速やかに報道機関等を通じて広報を行い、被害の発生状況や応急対策活動の実施状況等に関する情報を国民に提供する。

④ 救助・救急活動（情報収集後直ちに）

情報収集により人命の安全に直接係わる救助・救急活動の必要を認めた場合には、直ちにこれを最優先事項として対応するため、船艇・航空機、特殊救難隊、機動救難士及び潜水土を投入して、救助・救急活動に万全を期すことに加え、航空基地以外の飛行場、ヘリコプター搭載型巡視船等へヘリコプターを活用するための拠点の確保について、早急に調整を行う。

また、関係機関・団体等と早急に調整し、ヘリコプター搭載型巡視船等に、医師・看護師等を乗船させ、傷病者の応急処置や緊急搬送を効果的に行う。

⑤ 船舶交通の安全確保（情報収集後直ちに）

首都直下地震により発生した海難船舶、漂流・沈没物、水深の異状、航路標識の損壊等は、東京湾内の船舶交通の安全に危険を及ぼすばかりでなく、東京湾外の緊急輸送活動等の応急対策業務を阻害することとなり、以後の復旧・復興活動に多大な悪影響を与える。

これらの影響を最小限とするため、測量船、灯台見回り船を集中的に投入するほか、必要に応じ、巡視船艇、航空機等を投入して、被害状況の調査や情報収集を行う。また、船舶交通の安全に影響を及ぼす事態を認めた場合には、速やかに航行警報や海の安全情報等の提供により船舶関係者等に周知するほか、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。また、船舶交通の障害物の所有者等に対して除去等を命じ又は勧告するほか、水深の異状を認めた場合には、必要に応じて検測を行い、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。加えて、航路標識が損壊・流出した場合には速やかに仮設の灯火を設置する等の応急措置及び復旧対応を行う。

⑥ 緊急輸送活動（情報収集後直ちに又は要請あり次第）

情報収集により緊急輸送の必要を認めた場合並びに政府の緊急災害対策本部等から傷病者、医師、避難者、救援物資等の緊急輸送の要請があった場合には、迅速かつ積極的にこれを行う。また、緊急輸送を実施する場合には、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を使い分け効果的に行う。

なお、あらかじめ自治体、団体等との間で救援物資の輸送に関する協定の締結を推進するものとし、特に、大型巡視船が着岸可能な岸壁、給水車の手配について調整するものとする。

⑦ 流出油等の防除措置（情報収集後直ちに）

情報収集により船舶や臨海コンビナート等から海上への大量の油等の流出を認めた場合には、油等を流出させた原因者に適切な防除措置を行うよう指導等を行うほか、原因者の防除措置が不十分な場合には、必要に応じて船艇・航空機及び機動防除隊を出動させ、配備している資機材等を活用し、関係機関と協力して防除措置を行う。

⑧ 応急復旧及び後方支援活動（発災後直ちに～24 時間以内）

対策本部は、発災後 1 時間以内に海上保安庁の庁舎・施設・船艇・航空機等の被害状況の全容を把握するよう努める。これを基に応急対策業務に従事可能な勢力等の割出し・配分を行うほか、速やかに詳細な被害調査を行い、可能なところから応急復旧に着手する。

また、本庁対策本部の機能を維持・継続するため、応急通信手段等を速やかに確保するほか、応急対策業務に必要な物品・役務の調達、対策本部要員等への非常食配布等の後方支援活動を行う。

（2）一般継続重要業務

首都直下地震が発生した場合における一般継続重要業務については、業務影響評価の結果、大きく分けて、①我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、②業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、③本庁における事務の停滞によって海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の 3 つの重要業務に分類した。以下、この分類に従って説明する。

① 危機管理等関連業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する業務を任務とする危機管理官庁であり、一旦、我が国周辺海域において危機管理事案が発生した場合には、首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、こ

れら事案への対応を遅延・中断することは許されない。また、人命の安全や二次災害の発生に直結するおそれがある航海安全情報等の提供に関する業務についても、同様に遅延・中断は許されない。

具体的には、警備救難部管理課運用司令センターが行っている、短波、インマルサット衛星、非常用位置指示無線標識（EPIRB）による遭難警報の受信、船舶電話による 118 番緊急通報の受付業務や事案発生時における船艇・航空機への指示、関係機関との連絡調整等の初動措置に関する業務等に加え、海洋情報部情報利用推進課水路通報室が収集する航海安全情報を無線・衛星等を介して船舶関係者等に提供する航行警報等の起案・発出に関する業務、交通部安全対策課安全情報提供センターが行っている海の安全情報の運用の実施に関する業務等が該当する。

これらの業務については、交代制勤務の導入や当直者の配置により 24 時間の業務執行体制及び機器等の管理・保守体制を構築するほか、必要に応じて機器の二重化、代替業務手段の確保等の措置を講じているところであるが、今後とも業務継続に万全を期すべく、更に確実性の高い代替業務手段の導入等について検討する。

② 許認可等関連業務

許認可業務については、海上保安庁長官が処分権者となっているものについて、標準処理期間が 1 か月未満かつ月平均処理件数が 1 件以上であることをメルクマールとして付加したうえで業務影響評価を行い、業務の中断が国民生活や経済活動に与える影響が大きい業務を重要業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置して業務継続を図ることとした。このほか、業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務についても、業務立上げ目標時間を設定した。

【業務継続を図る許認可業務】

担当部	業務内容	根拠法令	業務立上げ目標時間
海洋情報部	海上保安庁以外の者が実施する水路測量の許可	水路業務法第 6 条	1 週間
	水路図誌等の複製承認	水路業務法第 24 条	1 週間
	海図等類似刊行物の発行許可	水路業務法第 25 条	1 週間
	水路測量等の受託に関する業務	水路業務法第 26 条	1 週間

【業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務】

担当部	業務内容	業務立上げ目標時間
海洋情報部	航海の安全に必要な海図の最新維持情報を提供するための業務	3日
	海洋速報及び日本海洋データセンター等を通じて海洋観測データを提供するための業務	2週間
	海図の在庫切れに対応するための業務	2週間
交通部	航路標識の告示に関する業務	3日

③ 業務支援等関連業務

首都直下地震の発生により、海上保安庁における業務が長期間にわたって滞った場合、各管区海上保安本部及び海上保安部署等の業務遂行能力に影響を与え、結果として国民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがある業務を業務支援等関連業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置することにより業務継続を図ることとした。

(3) 管理事務

首都直下地震が発生した場合において、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等を行う事務（以下「管理事務」という。）は、非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることから、これらに必要な事務を行う人員を配置する。

第4章 業務継続のための執行体制

海上保安庁では、海上における事件・事故情報の収集・伝達、船艇・航空機を使用した初動措置等の指揮を一元的に行う運用司令センターを設置し、24時間体制でこれらの業務を遂行するための要員を配置するほか、応急対策業務を実施する本庁対策本部の要員や一般継続重要業務を継続するための要員をあらかじめ指名し、首都直下地震の発生等に備えた業務執行体制を整備している。

1 参集要員の指名等

(1) 本庁対策本部要員の指名

本庁対策本部要員については、各業務室長（各部長）が本庁対策本部における事務分掌、居住地等を考慮してあらかじめ指名しておくこととされている。具体的には「参集可能職員数の考え方」に基づいて算出した参集可能人数をもとに、本計画で抽出した首都直下地震応急対策業務を継続するために必要な最小人数を確保したうえで、長期化に備えた交代制による対応が可能となるよう要員をあらかじめ指名する。

参集要員の指名に当たっては、個人ごと家庭ごとに様々な事情や背景があることから、職員本人の意見を踏まえる等の配慮が必要である。

また、人事異動等があった場合には速やかに見直しを行うこととし、異動時期に合わせて、総務部危機管理官において本庁対策本部要員の指名状況を把握するものとする。

なお、海上保安試験研究センターにおいても、同様に首都直下地震等が発生した場合における職員参集体制が確保されている。

【参集可能職員数の考え方】

職員参集予測について、政府業務継続計画では、「被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする」とされている。同方法に基づき、海上保安庁における業務継続計画における参集可能職員数を以下のとおり想定する。

○参集可能職員数の条件設定

発災時間		勤務時間外の発災
10km 圏内	参集手段	徒歩
	参集不可能職員の条件設定	職員のうち1割は、自ら及び家族の死傷等により、参集不可能
	参集可能職員の条件設定	参集可能職員について、家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時刻を12時間後、24時間後、48時間後として、それぞれ3割ずつ設定 残りの1割については、直ちに参集可能とする。
10km～20km 圏内	参集手段	徒歩又は鉄道
	参集不可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	参集可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	徒歩参集職員の減少設定	10km を超えて、距離が1 km遠くなるごとに、1割ずつ徒歩参集できない職員が増加 徒歩参集できない職員は、鉄道を利用して参集するものとし、「20km 圏外」と同様の扱いとする。
20km 圏外	参集手段	鉄道
	参集不可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	鉄道を利用して参集する職員の条件設定	半数が発災後1週間までに登庁し、残りの半分が発災後2週間までに登庁する。

(2) 重要業務を継続するための要員の指名

本計画で抽出した一般継続重要業務を所掌する課(室、官、所)の長は、「参集可能職員数の考え方」に基づいて算出した参集可能人数をもとに、当該重要業務を継続するために必要な要員及び当該要員の不在等に備えた代替要員を所属職員のうちからあらかじめ指名するものとする。また、人事異動等があった場合には速やかに見直しを行い、関係者に周知するものとする。

(3) 内閣府による職員のおっせん

首都直下地震発生時、非常時優先業務等に従事する職員が不足した場合は、各管区対策本部派遣班の派遣依頼を検討する等職員の調整を行う。それでも非

常時優先業務等の全部又は一部を継続することが困難な場合は、必要に応じて、政府業務継続計画において定める内閣府による職員のあっせんを活用することについて検討する。

2 発災時の行動

(1) 勤務時間外に発災した場合

① 参集要員の行動

ア 参集基準

本庁対策本部要員の参集については、次の場合には、あらかじめ指定された場所に直ちに参集しなければならない。

○ 次の事態の発生を認知したとき

- ・警戒宣言が発せられたとき
- ・地震災害の発生により災害緊急事態の布告が発せられたとき
- ・地震災害の発生により災害対策基本法第23条の3第1項に定める特定災害対策本部、同法第24条第1項に定める非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に定める緊急災害対策本部が設置されたとき
- ・大規模な地震（震度6弱、東京23区では震度5強以上）が発生したとき
- ・大津波警報が発令されるとき
- ・大規模地震情報が発表されたとき

○ 呼集命令の伝達を受けたとき

○ 地震のため、一般電話回線等により、本庁に連絡がとれないとき

上記の規定は、すべての地震災害を念頭において本庁対策本部要員の参集基準を規定したものであるが、首都直下地震が発生した場合には、「大規模な地震（震度6弱、東京23区では震度5強以上）が発生したとき」との参集基準に基づき、本庁対策本部要員としてあらかじめ指名されている者は、指示を待つことなく直ちに本庁に参集することとなる。なお、海上保安試験研究センターにおいても独自の参集基準が定められている。

一般継続重要業務を継続するための要員についても同様に、「大規模な地震（震度6弱、東京23区では震度5強以上）が発生したとき」との参集基準を適用し、首都圏においてこれに相当する地震の発生を認知し、当該重要業務を継続する必要がある場合には、指示を待つことなく、あらかじめ指示された時間内に本庁に参集するものとする。

ただし、海洋情報部職員にあっては、地震により中央合同庁舎第4号館が使用できなくなった場合には、中央合同庁舎第3号館又はあらかじめ指定された場所に参集するものとする。

イ 参集要領

首都直下型地震の発生を認知した本庁対策本部要員及び一般継続重要

業務を継続するための要員（以下「参集要員」という。）は、家族を含めた安否、参集の可否等に係る情報を速やかに所属する課（室、官、所）等の担当官に報告し、参集可能な参集要員は、指示を待つことなく本庁に参集する。

参集時には、ビルの倒壊や火災等の被災状況等による危険から安全を確保しつつ参集する。その際、参集要員は可能な限り本人分の飲食物を持参する。

交通の途絶等により、本庁に参集することができない場合であっても、海上保安試験研究センター又は最寄りの管区海上保安本部若しくはその事務所に参集することが可能である場合は、当該事務所等に参集し、本庁に連絡のうえ上司の指示を受けるものとする。

なお、参集できない場合の例は下記のとおりであり、参集要員が例示のような事態に遭遇し、参集できない旨の報告を行った後についても、連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で適宜、状況報告を行うものとする。

【参集できない場合の例】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 職員又はその家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき② 職員の家族等の安否が確認できないとき③ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇等に該当し、参集することが困難なとき④ 職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき⑤ 参集途上において、救命活動に参加する必要性が生じたとき⑥ 徒歩により参集せざるを得ない場合であって、その距離が概ね 20 km 以上のとき |
|--|

ウ 参集後の行動

本庁に参集した参集要員のうち、本庁対策本部要員にあつては配置された各業務室の室員として当該応急対策業務に、一般継続重要業務を継続するための要員にあつては当該重要業務に直ちに従事する。

② 非参集要員の行動

首都直下地震の発生を認知した非参集要員は、首都直下地震の発生により、非常時優先業務等の遂行に影響を及ぼす可能性があることを鑑み、家族を含めた安否、登庁の可否等に関する情報を所属する課（室、官、所）等の担当官に報告する。

徒歩等で登庁可能な職員にあつては参集するよう努めるものとし、登庁後は、上司の指示を受けつつ、非常時優先業務等に直ちに従事する。

また、徒歩等で登庁できない場合には、原則として公共交通機関が復旧

するまでの間、連絡体制を確保のうえ、自宅等で情報収集に努めつつ上司からの指示を待つ。公共交通機関が復旧する等した場合には、速やかに本庁に登庁する。

待機の間、自宅周辺の救出・救助活動、避難者支援活動に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力等に積極的に取り組む。

③ テレワークの検討

各課（室、官、所）の長は、非常時優先業務及び管理事務のうち、テレワーク等に対応可能な業務を予め設定し、発災時における自宅での電力やインターネット環境等の状況により、テレワークによる対応を検討するものとする。

（2）勤務時間内に発災した場合

勤務時間内に発災した場合は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまで庁舎内に待機し、状況把握に努めつつ各職員は次の行動をとる。

① 参集要員の行動

家族の安否確認を行った後、本庁対策本部要員にあっては、配置された各業務室の室員として当該応急対策業務に、一般継続重要業務を継続するための要員にあっては、当該重要業務に直ちに従事する。家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障が生じないように非参集要員に安否確認を依頼する。

なお、出張及びテレワーク等により在庁していない参集要員は上記（1）勤務時間外に発生した場合に準じて参集する。

② 非参集要員の行動

家族の安否確認を行った後、被害の発生状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまでの間は、むやみに移動せず庁舎内に待機する。庁舎内待機中は、参集要員の家族の安否確認支援、執務室等の復旧、支援物資の配給・調達等の後方支援業務、来庁者及び帰宅困難者の支援業務や一般継続重要業務等の支援に従事するほか、必要に応じて庁舎周辺地域における救助活動、避難者支援活動等に従事する。

（3）職員の過負荷対策

各課（室、官、所）の長は、以下の点に留意の上、職員の過負荷対策を講ずる。

- ア 鉄道等の公共交通機関が復旧し、職員の安全な帰宅が可能と判断される場合においては、職員の家族の状況（幼い子を持つ、安否が確認できない等）を勘案し、該当する職員を優先的に帰宅させるなどの措置をとる。
- イ 必要に応じた交代制勤務の導入等により、特定の職員に業務が集中しないよう業務の均衡を図る。

3 安否確認及び参集状況の把握

職員及びその家族の安否確認は、非常時優先業務等に従事可能な職員を把握し、人的資源を効率的かつ効果的に運用するために、また、当該職員が安心して非常時優先業務等に携わるために地震発生後直ちに行うべきである。これら地震発生時における職員等の安否確認にあつては、安否確認サービスにより行うこととし、安否情報については、本庁対策本部管理室（職員等福祉班）において取りまとめを行う。

なお、安否確認サービスでは、職員の登庁可能時間についても自動集計を行うことができるため、要員の効率的かつ効果的な運用等に役立てる。

また、安否確認を迅速に行うため、職員に対して、普段から家族内で携帯メールや災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認手段を確認しておくよう徹底を図る。

4 権限委任

発災時において迅速かつ的確に業務を遂行するためには、組織内の業務を円滑に処理するための指揮命令系統が確立されていることが重要であることから、責任者が不在の場合も適切に意思決定ができるようあらかじめ定めた職務代行者の順序に従い権限委任を行う。

また、海上保安庁長官の権限に属する事務のうち、首都直下地震発生時において緊急に各管区海上保安本部長等が処理することができるようにするための必要な措置について検討する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎・設備

(1) 庁舎

《中央合同庁舎第3号館》

本庁が所在する中央合同庁舎第3号館（千代田区霞が関）は、建物に作用する地震力を低減させる免震構造となっており高い耐震性能が確保されている。想定震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

発災時には、本庁対策本部（後方支援室）の下に復旧班を編成し、庁舎安全点検チェックリストに基づき庁舎の緊急点検を行い、職員の立入等が危険と判断される箇所を認めた場合には、ロープ等で臨時に立入禁止区域を設定することとしている。

《中央合同庁舎第4号館》

海上保安庁海洋情報部が入居する中央合同庁舎第4号館（千代田区霞が関）は、昭和47年に建築された鉄骨鉄筋コンクリート造りの庁舎であり、官公庁の耐震基準を下回っていたことから、所要の耐震性能を確保するために基礎下免震改修工事を行い、平成29年3月に完了した。

《海上保安試験研究センター庁舎》

海上保安試験研究センター庁舎（立川市）は、耐震診断により地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いと評価されており、想定震度6強の地震動では、人命の安全確保上問題となる大きな被害は生じないと考えられる（総合耐震計画基準に基づく施設分類は「Ⅲ類」であり、構造体の耐震安全性の評価も「d」）が、同庁舎は、発災時、中央合同庁舎第3号館の代替施設としての機能も求められていることから、今後、中央合同庁舎第3号館と同等の性能を満たすべく、検討と調整を行う。

また、現状では、設備や試験研究資機材に被害の発生が懸念されることから、施設被害について検討を進めるほか、発災時には、同センター管理課職員が中心となって、庁舎の緊急点検を行い、設備及び試験研究資機材（特に危険物、試験試薬等の状況）について点検を行うこととする。

(2) 電力

業務継続のために必要な機器のほとんどが電力に依存しており、商用電力が停止した場合における非常用電力の確保は極めて重要である。

《中央合同庁舎第3号館》

中央合同庁舎第3号館において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の半分程度を確保す

ることとなっており、1週間程度の継続運転が可能である。運用司令センター等の重要区画においては、ほぼ全ての機器について使用可能となるが、他の執務室においては、照明は4台に1台程度、床コンセント（非常用電源コンセント）のみの電力供給となる。このほか、給電車による庁舎への電力供給も可能となっている。加えて、運用司令センター用の非常用電源として、携帯用発電機1台が保管されている。

《中央合同庁舎第4号館》

中央合同庁舎第4号館において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、照明を除き、通常使用電力の半分程度を確保でき、1週間程度の継続運転が可能である。

なお、非常用発電機使用時には床コンセントのみに電源供給がなされ業務に支障のない程度の光度の照明が確保されている。

《海上保安試験研究センター》

海上保安試験研究センターにおいて商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、庁舎の防災上必要な設備（消火設備、防災設備等）、継続すべき優先業務を実施するための設備については通常どおりの使用が可能であり、1週間程度の継続運転が可能である。他の執務室等においても大型実験機器の運転を除き、照明及びコンセントの使用が可能である。

（3）備蓄

非常時優先業務に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分の食糧、飲料水、簡易トイレ等の物資を備蓄する。総務部危機管理官は、これら物資の備蓄計画の作成、購入、更新等を行う。

なお、備蓄品にあっては、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて、適切に選定する。

さらに、総務部秘書課は、バール、ジャッキ、担架等救助に必要な物資の整備を行うものとする。

《中央合同庁舎第3号館》

中央合同庁舎第3号館に勤務する非常時優先業務等に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄する。発災時には、本庁対策本部（後方支援室）の下に設置される対策本部等職員支援班により備蓄物品の配給体制を確立する。

《中央合同庁舎第4号館》

中央合同庁舎第4号館に勤務する非常時優先業務等に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄する。発

災時には、本庁対策本部(海洋情報業務室)の下に設置される総括班により備蓄物品の配給体制を確立する。

《海上保安試験研究センター》

海上保安試験研究センターに勤務する非常時優先業務等に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分に加え、同センターに本庁対策本部が設置された場合に備えた数及び立川広域防災基地を拠点としてヘリコプターにより災害応急活動に当たる航空要員等を想定した数の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄する。発災時には、同センター管理課が中心となって備蓄物品の配給体制を確立する。

(4) 什器転倒防止対策

各課(室、官、所)の長は、地震発生時における負傷防止対策及び業務継続の観点から、各執務室の書棚、ロッカー、OA機器等の什器転倒対策防止を実施する。

また、特に重要なOA機器等は固定を行い、什器の固定状況、落下のおそれがある重量物等の状況を確認し、未対策の什器については、速やかに什器の転倒等防止対策を講じることに加え、重量物等を移動し、その状況を常に確認するものとする。

総務部秘書課においては、庁舎管理担当部局と連携を図りつつ、中央合同庁舎第3号館における什器転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、シールを貼付して注意喚起を図る等の指導・監督を行う(具体的な対策の実施に当たっては、内閣府及び東京消防庁の指針を参考とする。)

中央合同庁舎第4号館については海洋情報部企画課が、海上保安試験研究センター庁舎については同センター管理課が担当し、中央合同庁舎第3号館と同様の什器転倒防止対策を推進する。特に試験研究用資機材については、厳重な転倒防止対策を講じるものとする。

(5) その他

総務部秘書課は、首都直下地震により応急対策業務が長期化することも想定し、仮眠室等休養が取れる空間を、男性用と女性用に区別して確保する。

また、庁舎管理担当部局及び関係部課と連携・協議し、下水道が使用できない場合の対応を職員に周知することに加え、衛生対策等廃棄物処理も含めた災害用トイレの運用体制を構築するものとする。

2 情報通信

(1) 応急通信の確保

首都直下地震により通信が途絶した場合には、本庁対策本部における情報の収集、指示命令の伝達等が困難となり、応急対策業務の実施に重大な影響を及

ぼす。

このため、首都直下地震が発生した場合には、通信施設の異状の有無を確認するほか、通信が途絶している場合には、速やかに中央防災無線可搬型網衛星地球局及び移動無線電話を設営し、本庁対策本部と防災関係機関との間にホットラインを設定するほか、本庁及び立川広域防災基地に衛星回線を用いて通信回線を確保する。

また、庁内における専用通信を確保するため、各種の通信設備により、本庁対策本部と管区対策本部等との間におけるホットラインを設定するとともに、船艇・航空機等との間における通信を確保する。

(2) 電話設備

首都直下地震により電話設備に障害が発生した場合には、上記の通信業務班及び情報通信管理班の班員等により、速やかに電話交換機等の異状の有無を確認し、早期に復旧に当たる。

機器障害が甚大であり、職員作業にて復旧困難と判断される場合は、保守業者による復旧手続を進めることとし、復旧完了までの間は、海上保安庁と各通信会社との間で締結している災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定を活用する等、代替通信を確保する。

(3) 通信施設

首都直下地震発生時には、各種監視装置により速やかに通信施設の被害状況を確認するほか、通信施設に被害が発生した場合は、早期復旧に努める。また、必要に応じて巡視船による通信代行を実施し、所要の通信を確保する。

このほか、老朽が進んだ通信施設については、今後、所要の調査を行い必要な対策等について検討を行う。

(4) 情報システム

① 情報システム及び回線の保守・管理

首都直下地震により情報システムに障害が発生した場合には、情報通信管理班員等により障害箇所を特定、復旧作業に着手し、職員による復旧が困難な場合には業者を早急に手配する。

庁舎の非常用電源供給までの間は、CVCF（定電圧定周波電源装置）により電源の瞬断を防ぐなど、情報システムの運用継続のための措置を構ずる。

また、中央合同庁舎第3号館の被災により情報システムに障害が発生した場合は、遠隔地に設置しているバックアップ体制も活用し、情報システムの運用を継続する。

② 蓄積データのバックアップ

職員が作成した業務データについては、データ管理要領等に従って、必要に応じバックアップを実施しているところではあるが、今後、特に重要な特定業務データについては、遠隔地におけるバックアップ等について検討を促

進する。

3 発災時の記録

首都直下地震が発生した場合の非常時優先業務及び管理事務に係る対応については、適宜記録を残すものとする。

各課（室、官、所）の長は、あらかじめ記録担当者及び記録責任者を選定し、記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう努める。

4 広報

特に情報が不足する地震発生直後においては、国民に対して被害の発生状況や災害応急対策の実施状況等に関する正確な情報を迅速かつ的確に提供し、適切な行動を呼びかけることに加え、国民の不安を払拭することが極めて重要である。

このため、首都直下地震が発生した場合には、直ちに本庁対策本部（管理室）の下に広報班を設置し、報道機関や海上保安庁のホームページ、SNS等を通じて、ヘリコプター等で収集した映像情報を含む災害情報を速やかに提供する体制を整えている。

5 来庁者及び帰宅困難者への対応

首都直下地震発生時における来庁者及び帰宅困難者への対応については、非常時優先業務等の継続に支障が生じないことを基本としつつ、適切に対応するものとする。

具体的には、中央合同庁舎3号館においては、本庁対策本部（管理室）の下に設置される職員等福祉班が庁舎管理担当部局と連携し、中央合同庁舎第4号館においては、本庁対策本部（海洋情報業務室）の下に設置される総括班が庁舎管理担当部局と連携し、海上保安試験研究センターにおいては、同センター管理課が中心となって、地震発生後、直ちに庁舎内の来庁者及び庁舎外の帰宅困難者等の状況を確認し、必要に応じて門・玄関の閉鎖や職員の配置等による出入り管理、巡回等によりセキュリティーを確保するほか、来庁者及び帰宅困難者について次の対応をとる。

① 来庁者への対応

来庁者については、指定する場所での一時待機を依頼するほか、庁舎内の移動は最低限に留めるよう措置する。

緊急に手当が必要な負傷者・急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する。軽傷者には可能な応急手当を施し、他の来庁者ととも指定する場所において一時待機するよう依頼する。

② 帰宅困難者への対応

庁舎外の帰宅困難者等については、非常時優先業務等の継続に支障がない

範囲内において、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援を行う。

移動させることが困難な負傷者や急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する等適切な支援を行う。

6 負傷者の救護

首都直下地震が発生し、庁舎内又は門扉付近で負傷者が発生した場合には、直ちに最寄りの者が協力して可能な救急・救命措置、応急手当等を実施することを基本とする。中央合同庁舎第3号館においては、本庁対策本部（管理室）の下に設置される職員等福祉班が医務室等と連携し、中央合同庁舎第4号館においては、本庁対策本部（海洋情報業務室）の下に設置される総括班が医務室等と連携し、海上保安試験研究センターにおいては、同センター管理課が中心となって、医療機関への搬送等の総合調整を行う。なお、職員が負傷した場合には、安否情報として速やかに職員等福祉班へ連絡するほか、医療機関へ搬送した場合には、当該負傷者の家族等へその旨連絡するものとする。

7 本庁対策本部の代替施設

(1) 代替施設の場所

本庁対策本部の設置場所については、首都直下地震により中央合同庁舎第3号館が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況を勘案して変更する。中央合同庁舎第3号館の機能が回復した場合には速やかに同館に戻す。

【政府の緊急災害対策本部が総理大臣官邸、内閣府、防衛省に設置された場合】

- 中央合同庁舎第4号館(海洋情報部)

【政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置された場合】

- 海上保安試験研究センター

【中央合同庁舎第4号館及び海上保安試験研究センターが使用できない場合】

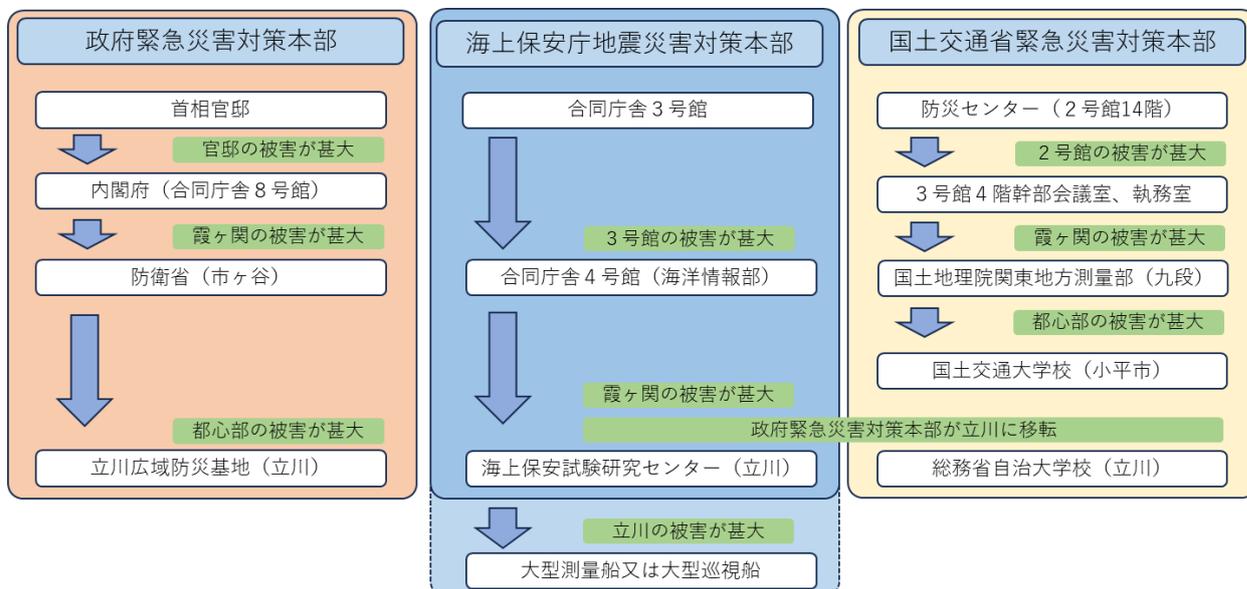
- 大型測量船又は大型巡視船

※ただし、大型測量船又は大型巡視船への変更は、対策本部の運営等について、通信設備、乗船人数、備蓄品等の制約があることから、最小限の代替となることを考慮する。

また、当庁の応急対策業務（水路測量、人命救助等）に支障が生じない場合のみとする。

なお、中央合同庁舎3号館に被害がない場合であっても、官邸等の被害状況により政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置される場合には、海上保安試験研究センターに機能の一部を移転するものとする。

また被災状況により、国土交通省の緊急災害対策本部が国土地理院関東地方測量部又は国土交通大学校（小平市）に移転する場合には、会議出席者及び調整要員等職員を派遣するものとする。



政府業務継続計画第 2 章第 1 節 7 に定める内閣府による庁舎のあっせんについて、非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、必要に応じてこれを活用することについて検討する。

(2) 代替庁舎移転時の連絡

本庁対策本部は、中央合同庁舎第 3 号館の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合には、前述の順序に従い、対策本部の移転先を検討する。

本庁対策本部（管理室：危機管理官）は、その移転先について、対策本部の構成員に対し、連絡する。

第6章 教育訓練等

1 教育訓練

業務継続計画を実効あるものとするためには、平素から教育訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

海上保安庁では、海上保安庁防災業務計画に基づき、地震防災への対応に関する基礎教育や研修を行っているほか、大規模地震を想定した訓練を定期的を実施しており、当該訓練の実施に当たっては、次のような業務継続の確保に資する訓練も併せて実施している。

- ・職員呼集・情報伝達訓練
- ・徒歩参集訓練
- ・対策本部設置・運営訓練
- ・船艇・航空機等の動員手続訓練
- ・応急通信訓練
- ・非常用食料等の備蓄状況の確認・点検

今後は、上記訓練に加えて、安否確認訓練や庁舎機能の応急復旧等に関する訓練等の業務継続の確保に資する訓練も積極的に実施するほか、業務継続に関する研修等を充実させ、業務継続力の向上に努める。

2 評価

業務継続計画の実効性について、内閣府が定める評価の項目及び手法により、上記教育訓練の結果等を踏まえた自己評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合は業務継続計画の見直し等改善体制を図る等、PDCAサイクルで定期的に見直しを行うものとする。

3 各職員の業務継続のための備え

発災時において、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためには、各職員・家族等の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- ・家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと
- ・非常持出品をリュックサックなどにまとめて目のつきやすい所において置くこと
- ・家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと
- ・家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル「171」等の活用）

特に参集要員に指名されている職員においては、徒歩による参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。また、徒歩参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認するほか、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握する。

4 人事異動における引継ぎ

業務継続に係る対応レベルを維持するため、人事異動があった場合には、異動後速やかに新任者等に必要な引継ぎ等を行う必要がある。

新任者等への教育・訓練については、対象職員が発災時に本計画に基づきどのような行動を取るべきか、予めどのような事を知り、備えるべきかといった事項を明確にし、実際の災害が起きた場合にすぐに所要の行動を取ることができるようにする。

業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の業務継続担当者等が、異動後即座に当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。